

軽自動車税の お知らせ



平成 27 年度の軽自動車税・自動車税の納期限は 6 月 1 日です。
忘れずに納めましょう。
コンビニエンスストアでも納付できますので、ご利用ください。

平成 27 年度 軽自動車税の税額について

昨年の広報とうべつ 11 月号で、地方税法等の改定に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から 2 輪車や軽自動車等の税額が変更となる旨をお知らせしたところですが、国の平成 27 年度税制改正において適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分から変更することとされました。

これに伴い、当別町においても適用開始を 1 年間延期し、平成 27 年度分は次のとおり従前からの税額を適用します。ただし、軽自動車税の一部のみ、平成 27 年度から次の税額を適用します。

平成 27 年度分の税額（この部分は変わりません）

| 種 別 | | 税 額 | | |
|-------------|------------------------|---------|---------|---------|
| 原動機付自転車 | 50cc 以下 | 1,000 円 | | |
| | 90cc 以下 (51 ~ 90cc) | 1,200 円 | | |
| | 125cc 以下 (91 ~ 125cc) | 1,600 円 | | |
| ミニカー | | 2,500 円 | | |
| 2 輪の軽自動車 | 250cc 以下 (126 ~ 250cc) | 2,400 円 | | |
| 2 輪の小型自動車 | 250cc 超 | 4,000 円 | | |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600 円 | | |
| | その他 | 4,700 円 | | |
| 専ら雪上を走行するもの | | 2,400 円 | | |
| 導車体 (トレーラー) | | 2,400 円 | | |
| 軽自動車 | 3 輪のもの | | 3,100 円 | |
| | 4 輪以上のもの | 乗用 | 営業 | 5,500 円 |
| | | | 自家用 | 7,200 円 |
| | | 貨物用 | 営業 | 3,000 円 |
| | | | 自家用 | 4,000 円 |

※軽自動車について
**平成 27 年 4 月 1 日に
最初の新規検査を受けた
ものは、平成 27 年度分から
次の税額を適用します。**

| 税 額 |
|----------|
| 3,900 円 |
| 6,900 円 |
| 10,800 円 |
| 3,800 円 |
| 5,000 円 |

▼軽自動車税の納付に関する問合せ

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

▼軽自動車税の税額 (税率) に関する問合せ

税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

▼自動車税の問合せ

石狩振興局納税課 (☎ 011 - 281 - 7910)

軽自動車税の減免申請期限の変更について

前年度まで減免の申請期限は納期限の 7 日前でしたが、平成 27 年度から申請期限は納期限の日までに変更になりました。

平成 27 年度軽自動車税の納期限は、6 月 1 日です。納期限の日を過ぎるとその年度の減免を受けることはできませんので、ご注意ください。

減免を受けられる障がいの程度等、詳細は問い合わせください。

▼必要書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・車検証
- ・免許証 (実際に減免を受ける車を運転する方のもの)
- ・納税通知書
- ・印鑑

▼申請先・問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)